



イベント

お知らせ

募集

相談

就職

防災士資格取得補助金を交付します

市では、自主防災組織や自治会における防災リーダーの養成を図ることを目的として、4月に下野市防災士資格取得補助金交付要綱を制定しました。日本防災士機構が実施する防災士の認定を受けた方に対して申請により補助金を交付します。

■補助対象者
 補助対象者は、次のすべての項目に該当する方です。
 ・市内に住所を有する方
 ・防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得した方
 ・市内の自主防災組織に所属または市内の自治会に加入している世帯の方で、当該自主防災組織の代表者または自治会の長の推薦を受けた方
 ・防災士の資格取得後、防災に係る指導的な役割を担う者として、自主防災組織等で活動することを誓約していただける方
 ・市税等の滞納がない方

■補助金の交付となる経費
 防災士資格取得に係る受講料、受験料、登録料、交通費（限度額は1日につき3,400円）

00円）
■補助額
 70,000円を限度

■申し込み・問い合わせ先
 安全安心課
 ☎(32)8894

自主防災組織の設置について

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感にもとづき、自治会などの地域の皆さんで自主的に結成する組織で、災害による被害を最小限に抑えるため、地域の皆さんが助け合いながら、自主的な防災活動を行う組織です。

市では、自主防災組織が活動を行ううえで必要な防災資機材整備に関する経費や防災活動費の一部に対して補助金を交付する自主防災組織活動を推進しています。

自治会などで、設立についてご検討をお願いします。

■問い合わせ先
 安全安心課
 ☎(32)8894

国民健康保険の認定証更新時期です！

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も認定証が必要なときは申請が必要です。

■申請開始
 8月1日(水)から

■内容
 外来で高額になるときや入院した場合、限度額認定証を提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

■対象者
70歳未満の場合
 世帯に国民健康保険税の未納がない方。
70歳以上の場合
 所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方。

■申請に必要なもの
 被保険者証、印鑑（朱肉をを使うもの）

■問い合わせ先
 市民課保険年金グループ
 ☎(32)8895

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。なお、8月診療分から上限額が下表のように変わります。

■所得区分の確認
 どの所得区分に該当するかは、被保険者証または限度額適用認定証でご確認いただけます。

■問い合わせ先
 栃木県後期高齢者医療広域連合
 ☎028(627)6805
 市民課保険年金グループ
 ☎(32)8895



平成30年7月診療分まで

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者 課税所得 145万以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
一般	14,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

平成30年8月診療分から

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
一般	18,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円